

特別支援教育

1 国における特別支援教育の充実について

学校教育法第81条第1項では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、障がいのある生徒等に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定されている。

また、我が国においては、「障害者の権利に関する条約」に掲げられている教育の理念の実現に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備を進めており、高等学校等にも、障がいのある生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠であることなどから、高等学校においても、特別支援教育の充実が求められている。

今回の高等学校学習指導要領改訂では、総則において、特別な支援を必要とする生徒への指導の基本的な考え方や、個に応じた指導を充実させるための教育課程実施上の留意事項などが一体的に分かるよう、示し方について充実を図るとともに、各教科等においても、「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等に当該教科等の指導における障がいのある生徒などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた、指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うことが規定されたことに留意する必要がある。

2 本道の後期中等教育における特別支援教育の現状について

(1) 令和元年度「教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握」の調査結果（道教委）

令和元年度の調査結果によると、教育上特別な支援を必要とする生徒の割合は、平成30年度に比べ、第1学年は変わらず、第2・3・4学年は、0.1ポイント増となった。

【該当学校数・人数及び割合】（調査対象校：道立高等学校及び中等教育学校）

調査対象学年	学校数*1（割合*2）			人数（割合*3）		
	R1	H30	H29	R1	H30	H29
第1学年	85校 (37.9%)	88校 (39.1%)	99校 (43.0%)	276人 (1.0%)	278人 (1.0%)	338人 (1.2%)
第2・3・4学年	127校 (56.2%)	117校 (50.4%)	125校 (53.6%)	530人 (1.0%)	490人 (0.9%)	535人 (0.9%)

*1：全日制、定時制それぞれを1校としてカウントしている。

*2：全日制の第1学年は192校、第2・3学年は194校、定時制は32校を分母としている。

*3：人数の割合は、調査時点の在籍者数を分母としている。

(2) 平成30年度「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に関する調査」の結果（道教委）

質問事項	回答	割合*
校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断した理由	知的な遅れはないが、発達の状態による学習面や行動面の困難がある。	70.1%
	知的な遅れによる学習上又は生活上の困難がある。	14.5%
支援が必要な生徒に見られる困難な状況が見られるもの	全体への指示や説明を聞いて理解することが難しい。	40.9%
	自分が分からない状況や困っていることを相手に伝えることが難しい。	37.2%
	友達関係をうまく築けなかったり、集団での活動ができなかったりすることが多い。	35.3%

* 各学校の校内委員会が、特別な教育的支援が必要と判断した生徒数に対する割合

3 道教委における特別な支援を必要とする生徒への支援について

(1) 「高等学校における特別支援教育支援員配置事業」による支援員の配置

今年度は13校（岩見沢東高校、札幌国際情報高校、千歳北陽高校、恵庭南高校（定時制）、小樽桜陽高校、追分高校、名寄高校、北見北斗高校、訓子府高校、帯広柏葉高校、更別農業高校、阿寒高校、釧路湖陵高校（定時制））を配置校として指定した。

(2) 特別支援教育スーパーバイザー等（SV・PT）の派遣

道教委は、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する学校に、各教育局に配置している特別支援教育スーパーバイザー（SV）、又は「特別支援教育パートナーティーチャー（PT）派遣事業」による特別支援学校の教員を派遣している。

ア 支援内容

対象となる生徒の状況の把握、管理職等との協議や当該生徒への対応方法等への助言、個別の指導計画の作成についての校内研修会等の実施などを行っている。

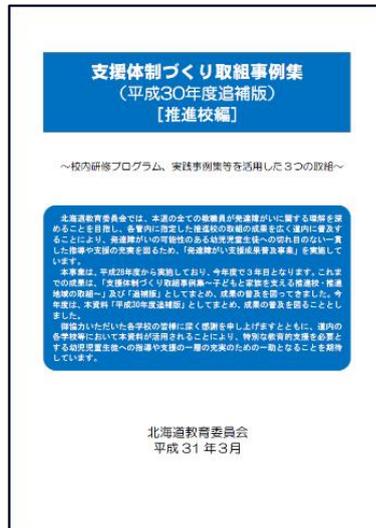
イ 派遣状況

平成30年度は、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する学校130校に派遣を行い、派遣回数はこのべ264回であった。今年度、対象となる学校は140校へ派遣する予定である。

ウ 教員の資質・能力の向上

道教委では、全ての教職員が、特別支援教育に関する知識や理解を深めるとともに、具体的かつ実践的な指導や支援の方法等を習得できるよう、「校内研修プログラム」、「支援体制づくり取組事例集」等の資料を作成・公表するとともに、活用を促進し、教職員の専門性の向上を図っている。

また、各管内での特別支援教育基本セミナーや、特別支援教育センターでの高等学校の教員を対象とする講座を開催するとともに、内容の充実を図るなど、研修会をとおして、教職員の専門性の向上に向けた取組を行っている。



「支援体制づくり取組事例集（平成30年度追補版）」（平成31年3月）北海道教育委員

個に応じた支援の工夫	
高等学校 全教職員で生徒理解を深め 生徒の学習意欲を高める取組	活用した資料 取組事例集（追補版） P44 一個に応じた支援の工夫―
○ 実践の概要 本校には、長時間集中して学習に取り組むことが難しく、学習に意欲が向きにくい生徒が多く在籍しています。 このことから、全体への配慮を充実させることを目的に、日常の言葉かけを好意に満ちた言葉かけに変える取組や学習意欲を高める授業改善について研修を重ねてきました。 その結果、安心して学習環境が整備され、生徒が主体的に学習に取り組むことができるようになってきました。 今年度は、一人一人の生徒が、より学習意欲を高めることができるよう、生徒の実態に合わせた学習内容を提供するとともに、全教職員による生徒指導についての取組を推進しました。	
1 生徒の実態に合った教材 他の生徒と同様の学習内容を理解することが難しい生徒に対して、当該生徒の理解度に合わせた教材等を準備する取組を行いました。 このことにより、生徒が意欲をもって学習に取り組めるようになりました。	<p>【当該生徒の理解度に合わせた教材例】</p>
2 全教職員による生徒理解 教師は、生徒がその日に取り組んだ課題を個別に専用ファイルにつづり、放課後に全教職員に回覧して情報共有を図りました。また、このファイルに基づいて、一人一人の生徒に応じた配慮や支援の方法について検討しました。 このことにより、全教職員で一人一人の生徒の特性を共通理解することができ、個に応じた指導や支援の充実を図ることができるようになりました。	<p>【回覧用の課題ファイル】</p>
○ 実践の成果 本取組では、生徒の理解度に合った課題を活用することにより、徐々に学習意欲の向上が図られ、課題の正答率の向上と合わせて、取り組み量も増えてきました。このことは、生徒の自信につながり、少しずつ難易度の高い課題にも取り組めるようになってきました。 また、課題ファイルを全教職員で回覧する取組は、当該生徒の努力や困難さの共通理解につながり、一人一人の生徒にどのような指導が適しているのか、今後どのような学習が必要なのかなどについて、教職員間で検討する機会が生まれました。	

4 高等学校における「通級による指導」について

通級による指導は、高等学校等の通常の学級に在籍している障がいのある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障がいの状況に応じた特別の指導を特別の場で行う教育形態である。

これまで、高等学校等においては通級による指導を行うことができなかったが、小・中学校における通級による指導を受けている児童生徒の増加や、中学校卒業後の生徒の高等学校等への進学状況などを踏まえ、小・中学校等からの学びの連続性を確保する観点から、平成28年12月に学校教育法施行規則及び「学校教育法施行規則第140条の規定による特別

の教育課程について定める件」(平成5年文部省告示第7号)の一部改正等が行われ、平成30年4月から高等学校等における通級による指導ができることとなった。

本道においても、平成30年度から高等学校における通級による指導を実施し、本年度は、4校の道立高等学校において実施している。

また、道教委では、平成31年3月に、高等学校における通級による指導の内容や校内体制の構築などについて記載した「道立高等学校における『通級による指導』の手引」を作成した。

高等学校における通級による指導の基本的な事項や実施までのプロセスは、次のとおりである。



「道立高等学校等における『通級による指導』の手引」(平成30年3月)北海道教育委員会

目次	
はじめに	1
1 通級による指導とは	3
2 期待される指導の効果	3
3 対象となる障がい児	3
4 指導の形態	4
5 通級による指導を行う場合の特別な教育課程	5
6 自立活動の目的と内容	6
7 対象となる生徒の決定のプロセス	7
8 指導要録	17
9 校内体制の構築	17
10 通級による指導を担当する教員	18
11 ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業改善	18
12 個別の指導計画の作成	19
13 個別の教育支援計画の作成	20
14 自立活動の指導事例	20
【資料編】	
1 道立高等学校等における通級による指導に係る基本的な考え方	29
2 特別支援教育の推進について(通知)	31
3 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)	36
4 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について(通知)	41
5 校内研修資料	46
6 校内研修委員会を中心とした生徒の状況把握チェックシート(例)	57
7 自立活動実施計画(例)	58
8 参考資料	59

<基本的な事項>

項目	内容
対象となる生徒	言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい又はその他障がいのある生徒※1のうち、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導が必要であると校長が認定した者
指導内容	障がいに応じた特別な指導とは、「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導」であり、特別支援学校の特別な指導領域である自立活動に相当する指導
指導形態	対象生徒が在籍する学校において指導を受ける「自校通級」を原則とするが、対象生徒や地域・学校の状況等を踏まえ、「他校通級」※2や「巡回指導」※3も検討
授業時数	週当たりの授業時数は、対象生徒の障がいの状態を十分に考慮して負担過重にならないように配慮することができる。
単位認定	障がいに応じた特別な指導に係る修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で卒業(全課程の終了)に必要な単位数に加えることができる。

※1 知的障がいのある生徒については、生活に結びついた実際の・具体的な内容を継続して指導することが効果的であることから、一定の時間のみ取り出して行う通級による指導の対象にはなっていない。

※2 他の学校に週に何単位時間か定期的に通級するなどして、指導を受ける。

※3 通級による指導の担当教員が該当する生徒がいる学校に赴き、指導を行う。

<実施までのプロセス>

1 学年前期 (4月～9月)	<ul style="list-style-type: none"> 校内委員会が中心となり、本人及び保護者の同意を得て、対象となる可能性がある生徒の状況を把握するとともに、自立活動の必要性について検討 本人及び保護者の希望を踏まえ、校内委員会において、自立活動の内容を検討
1 学年後期 (10月～3月)	<ul style="list-style-type: none"> 放課後等を活用して、当該生徒の実態に応じた自立活動を試行 試行の状況を踏まえ、校内委員会において自立活動の必要性、指導内容について検討 校内委員会での検討や特別支援学校の教員等からの意見を踏まえ、校長が対象生徒を決定し、特別な教育課程を編成
2～3(4)学年	<ul style="list-style-type: none"> 自立活動を実施

5 高等学校における「通級による指導」の実践例

(1) A高校における通級の指導の実際

ア 通級の指導決定までのプロセス

高等学校における通級の指導が平成30年度より制度化されたことを踏まえ、生徒や保護者が通級による指導を希望する場合や、その必要性が高い生徒を校内で把握する必要がある場合を想定し、校内の規定や関係機関等の役割分担等について次のように整理した。このことにより、A高校では、1名の生徒を通級による指導の対象としている。

【本人・保護者】	【学校】	【関係機関】
①生徒の困り感の共通理解 ・書くこと・見ること・話すこと・聞くこと・生活 など		
【本人・保護者】 教育支援希望調書の提出（図1）	【担任】 実態把握チェックリスト（図2） 【学年】 行動観察等	【病院等】 診断等 【特別支援学校等】 ・発達検査等の実施・解釈 ・発達の偏りの客観的見立て
【本人】 ・自立活動の学習（試行）	③パートナーティーチャー・教育相談等 【担任、特別支援教育コーディネーター等】 ・合理的配慮の実施 ・自立活動の試行	【特別支援学校コーディネーター、自立活動教諭等】 ・発達の偏りへの対応の仕方 ・在籍学級における合理的配慮の在り方 ・自立活動等での指導内容のアドバイス
④校内支援委員会 【教頭、担任、学年主任、教務、生徒指導、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等】 ・生徒の実態、発達の偏り等を踏まえ、在籍学級における合理的配慮や通級による指導を実施する場合の具体（教育課程、指導内容、指導計画等）、通級による指導の可否を検討する。 →校長による最終判断		
【本人・保護者】 ・合理的配慮への理解 ・特別な教育課程、自立活動の指導内容の理解	⑤通級による指導の実施 【通級担当、特別支援コーディネーター、担任、学年】 ・合理的配慮の実施 ・通級による指導（自立活動）の実施	【特別支援学校コーディネーター、自立活動教諭等】 ・自立活動における指導内容等のアドバイス

教育支援 希望調書

学年 組 生徒名 _____
保護者名 _____

1 お子さんの特徴について項目ごとに記入下さい。

項目	特徴（左の項目を参考に記入下さい。）
1 学習面 □文字を読めるが書けない。 □計算だけが苦手である。 など	
2 生活面 □偏食が著しい。など	
3 ことばによるコミュニケーション □友達と関わるのが苦手 □人の言葉を文字通りに理解することが多い。 □考え方の行き違いが多い。 □独特の言葉遣いをする。 □発音がわかりにくい。 など	
4 行動 □集団からはずれた行動が多い。 □手順やものなどへのこだわりが	

図1 「教育支援希望調書」(一部)

実態把握チェックリスト(担任記入)

項目	回答	
聞く		1 全体への指示や説明を聞いて理解する。
		2 聞き間違いが多い（「かった」を「
		3 聞いた内容を記憶にとどめることが
話す		4 適切な速さで話すことが難しい
		5 端的に話すことが難しい（的確な言
		6 話しているうちに内容がそれること
		7 言葉が少なかったり、指示代名詞を
読む		8 文字の読み間違いが多い（「ね」と
		9 読み飛ばしが多い（「いきま
		10 文字は読んでも単語や文として読む
書く		11 読んで、内容を理解することが難し
		12 板書を書き写すのに時間がかかる
		13 漢字の偏とつくりが逆になったり、
		14 鏡文字（鏡に映ったように左右が逆
		15 独特の筆順で書くことが多い
		16 事実を羅列した文章を書くことが多
		17 数字を読んだり書いたりすることが

図2 「実態把握チェックリスト」(一部)

イ 指導計画の作成手順

通級による指導で実施される自立活動は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、克服するために個々の課題に応じて行われることから、各教科等のシラバスの作成とは視点が異なる。A校では、自立活動の指導計画を次の手順で作成した。

- ① 保護者・出身中学校から引き継がれた「個別の教育支援計画」等により情報収集
- ② 生徒の実態把握（実態把握チェックリストを使用）
- ③ 「個別の教育支援計画」の作成
- ④ 「個別の指導計画」の作成
- ⑤ 「『自立活動』年間指導計画」（図3）の作成

図3 「『自立活動』年間指導計画」（枠）

「自立活動」年間指導計画					
1 学習の到達目標					
2 学習計画					
学期	学習内容	月	指導目標（学習のねらい）	時数	試験
前 期					

自立活動の指導内容については、特別支援学校の学習指導要領に基づくとともに、パートナーティーチャー派遣事業を活用しながら、特別支援学校の自立活動教諭や教育局のスーパーバイザーの助言を日常的に受けて「計画－実施－評価－改善」のサイクルにより指導の充実を図った。

「計画－実施－評価－改善」のサイクルにより指導の充実を図った。

ウ 指導の実際

(ア) 対象生徒

対象生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・進行性の神経筋疾患により四肢に重度の障害がある生徒1名。 ・筆記に時間がかかり、長時間の筆記は筋力的に困難であるが、代筆等の合理的な配慮を行えば、通常の授業におおむね参加することが可能である。 ・青年期における人間関係の形成、自己マネジメント、パソコンや様々なスイッチ器具を活用して自己発信する力を身に付けていく必要がある。 	
教育課程の特例の内容	指導内容	授業時間数・単数等
「自立活動」について <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導により、対象生徒に対し自立活動を履修できることとする。 ・1年生前期は実態把握を行い、後期から放課後に自立活動を試行実施する。 ・放課後の時間帯に84単位時間実施、長期休業中に9単位時間実施する。 ・生徒会活動51単位時間中12単位時間を自立活動の時間として取り扱う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業後の進路希望を実現するために、コミュニケーションスキルやICT機器を活用する力を育成する。 ・PCへの音声入力や視線入力の手段を使い、自分自身でアウトプットができる力を育成する。 ・学校行事への参加などを通して、体調や時間の管理、支援者との調整を自分で行う力を育成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年105単位時間を実施し、8割以上の出席で履修を認める。 ・各学年3単位の修得を認める。 ・修得した単位は卒業単位に含むこととする。

(イ) 教材等

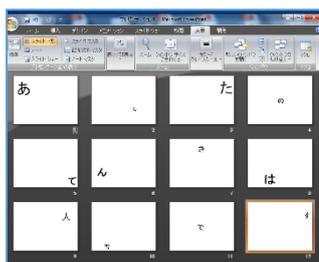


図4 ビジョントレーニング



図5 スクリーンキーボード



図6 視線入力の様子

(ウ) 指導例

短期目標	表現の一手段として PC への自己入力スキルを高める。	
自立活動の項目	○障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。 ○コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。	2 心理的安定(3) 6 コミュニケーション(4)
本時の指導目標	・スクリーンキーボードを使って、視線入力により簡単な文書を作成することができる。 ・意識的に視線を動かし、注視する力を身に付ける。	
主な指導内容	・セットアップを自分でを行い、表計算ソフトを使って、学級日誌を作成する。 ・ビジョントレーニングを通して、意識的に見る練習をする。	
	学習活動	指導上の留意点
導入 15分	<ul style="list-style-type: none"> ■PCのセッティング 他者に自分でセッティングの方法を説明できるように、手順を支援者と一緒に確認する。 ■ビジョントレーニング(図4) ビジョントレーニングのスライドを使って、視線を意識的に動かす練習をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●使用した PC 及び周辺機器 PC：15 インチ、メモリ 8G Windows10 マウス：市販のマウスにマイクロスイッチを接続し、弱い力でもクリックできるように改造 視線入力機器：アイトラッカーTobii4c ●暗号のようにゲーム感覚でビジョントレーニングができるように工夫する。
展開 30分	<ul style="list-style-type: none"> ■デスクトップ上の自分で入力しやすい場所にスクリーンキーボード(図5)をセットアップする。 ■早打ち 単文の入力する時間を測定し、自己ベストを目指す。 ■学級日誌の作成 表計算ソフトへ視線入力を入力し、プリントアウトまで自分で行う。 ■休憩 PCを30分使ったら目を閉じて休憩をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●支援が先回りしてしまわないように留意する。 ●早打ちの文章は少しずつレベルアップし意欲的に取り組むことができるように工夫する。 ●本生徒の可動域に合わせた入力シートと学級日誌のフォームに合わせた出力シートを準備しておく。 ●PCを継続して長時間使用しないように、生徒自身がセルフ・マネジメントできるように支援する。
まとめ 5分	<ul style="list-style-type: none"> ■片付け ■まとめ 次時の活動内容の確認 	

(2) B校における自立活動の内容の決定と評価の実際

ア 指導の流れ

B校における通級による指導のプロセスは、次のとおりである。

1年次	4月～	通級による指導の希望確認、生徒の実態把握、合理的配慮の実施
2年次	4月～	生徒の実態把握(面談や発達検査など)、通級による指導を開始
	5月～	個別の教育支援計画及び個別の指導計画、自立活動の指導項目と内容の策定
	6月～	上記の内容を本人、保護者、担任などへの提案
	学期ごとなど	個別の指導計画、自立活動の指導項目と内容の評価、改善
	年度末	個別の指導計画、自立活動の指導項目と内容の指導要録への評価

イ 生徒の実態把握

生徒の実態把握には、諸検査、行動観察、生徒本人との面接といった直接的な方法や、保護者や医療、福祉などの関係者との面接を通じた情報収集などの間接的な方法が考えられる。これらを通じて障がいや特性の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成、指導内容の決定、支援や指導とその評価、改善を行う。

ウ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成

個別の教育支援計画は、生徒の実態把握に基づき、関係機関との緊密な連携を図り、長期的な視点に立った支援を行うための計画であり、個別の指導計画は、各学校での自立活動の指導目標や指

導内容を明確にするための計画であることに留意し、それぞれ作成する。

個別の教育支援計画は、自立活動の学習の成果が進学先等でも生かされ、関係機関とともに活用できる視点をもち、本人の現在の状況や本人・保護者の願いを踏まえ、支援の目標（長期）を設定する。評価については学年ごとに行う。

<個別の教育支援計画の例>

支援の長期目標	自己理解を深め、進路の自己実現ができる。		
長期目標の設定理由	進路に対して具体的な自分の考えがあること、学校生活全体と通級による指導で学習したことを生かし進路実現を図りたいという希望がある。以上の理由からこのような長期目標を設定した。		
支援の短期目標	必要な支援内容	関係機関・支援者（連絡先）	評価・課題
正しい方略を選択することで課題を解決できる。	通級による指導	●北海道B高等学校 ・学級担任 ○○ ○○、 ・通級による指導の担当者 △△ △	学校に関する項目について、個別の指導計画を作成する。
関係機関とのつながりがあれば、役割を明確に分担する。			

個別の指導計画は、実態把握から考えられた課題を整理し、単元や学期、学年ごとに目標を設定し評価する。個別の教育支援計画を参考にして、新たに長期目標を設定し、その目標を達成するための短期目標を設定する場合と、個別の教育支援計画の長期目標を達成するための短期目標を設定する場合がある。ただし、複数の短期目標が設定された場合は、各目標が相互に関連付けられているかという視点を持つ必要がある。

<個別の指導計画の例>

長期目標（個別の教育支援計画より）	自己理解を深め、進路の自己実現ができる。
今年度の短期目標	指導の手だて・配慮事項
正しい方略を選択することで課題を解決できる。	生徒の興味関心が高い課題（作業）を設定し、以下のことを目標達成の手立ての中心として指導する。 ・課題に取り組む前に、教師と課題を解決するための方略を確かめ、計画の理解を深めさせる。 ・課題終了後に課題を無事に終了させることができた理由を確かめ、ものごとの遂行にはふさわしい方略や手順があることを理解させる。

エ 自立活動の指導区分と項目の策定及び具体的な指導内容の決定と指導と評価

個別の教育支援計画の長期目標、個別の指導計画の各目標をもとに、自立活動の指導区分と項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を決定する。

<指導内容と評価>

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
(4) 健康状態の維持・改善	(2) 状況の理解と変化への対応		(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能	(3) 言語の形成と活用
選定した項目の要素をいくつか組み合わせながら、実際の指導内容を決定する。			個々の実態に合わせて必要な項目をいくつか選ぶ。		
指導内容	課題に取り組む前に、どのような方略があるのか、どの方略を選択するのかを理由とともに確認させる。確認することで、ものごとの遂行には最適な方略があることを知る。	課題の終了後に、なぜ円滑に終了することができたのかを確認させる。そのことにより、ものごとに取り組むには最適な方略があることを確かめる。	姿勢制御などを目的とした運動に取り組みさせる。		
指導場面	課題に取り組む前	課題が終了した後	課題に取り組む前		

評価			
【短期目標の評価と次年度への引継ぎ】			

オ 実践例

自立活動の指導に当たっては、学習上又は生活上で困難さを示している事象そのものを直接指導するという観点だけではなく、生徒の環境や状況の認知の仕方、環境を変えることで解決できるのかなど、生徒を多面的に把握して指導をする。

B校では、様々な課題（作業）に取り組むことを主たる指導の内容にしている。課題解決を通じて、自分の強みを生かしたときの状況や環境との関わりの変化に気が付くよう促す。また、弱みを補うにはどのような方法があるかといったことなどを考えさせる。そのように課題解決を繰り返すことで、自立を目指し、障がいに基づく種々の困難を主体的に改善・克服する態度を養う。

<「自立活動」学習指導案>

短期目標	正しい方略を選択することで課題を解決できる。	
自立活動の項目	1 健康の保持（4）、2 心理的な安定（2）、4 環境の把握（4）・（5）、 5 身体の動き（1）、6 コミュニケーション（3）	
本時の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の身体の特性や運動の目的を理解し、身体の協調を目的とした運動に取り組む。 ・課題解決の方法に対し、具体的な目的をもち課題（工業製品の製図）に取り組む。 	
主な指導内容	<ul style="list-style-type: none"> ・主に姿勢制御の向上を目的とした協調運動に取り組むよう促す。 ・自分で考えた方略を言語化し、その方略に沿って作業を遂行させる。 ・課題（工業製品の製図）を方略どおりにできた要因に気付き、言語化することで課題の解決には適切な方略があることを知らせる。 ・課題の解決に困難さを生じたときには、経験則などから別の方略を考えさせたり、教師に質問させたりするなど見方を変えて、解決のための行動をとるよう促す。 ・方略立ての方法や内面の変化などを日常生活で汎化する意欲をもたせる。 	
展開	学習内容	指導上の留意点
導入 10分	<ul style="list-style-type: none"> ■健康状況などを振り返り教師に伝える。 ■運動メニューを確認し、教師の指示のもと運動に取り組む。 ■教師の評価を聞き、自分自身でも苦手な運動に取り組む態度をもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ■終了後に、運動メニューの得意、不得意を確認する。不得意なメニューに継続して取り組み、改善されることで、事象への認知の仕方が変わる可能性があることを知らせる。
展開 35分	<ul style="list-style-type: none"> ■製図の進捗状況を確認する。 ■完成図面や作業時間を確認し、工業製品の製図の手順や方法を言語化する。 ■言語化した手順で工業製品の製図に取り組む。 ■工業製品の製図が手順どおりにできた要因を考え、言語化する。 ■教師による評価を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ■具体的な内容に言語化させることで意識強化などをさせる。 ■課題の解決に困難さを生じたときには、見方を変えて解決のための行動をとるよう促す。 ■作業を通じて起きた自分自身の内面の変容に気付かせるように言葉がけをする。
まとめ 5分	<ul style="list-style-type: none"> ■本時の学習を振り返り、日常生活や授業に汎化できることについてまとめる。 ■次回の授業日時の確認と挨拶 	<ul style="list-style-type: none"> ■次回の授業日時の確認と挨拶